

国拠点病院が移転する際の手配について

- ① 既指定病院が同一医療圏内で移転する場合
 - 都道府県にて診療提供体制に問題ないか確認の上、厚生労働省に届出を求める。
 - 更新の場合、診療実績については新旧合算することを認める。
- ② 同一医療圏内で移転した病院を新規推薦する場合
 - 診療実績については新旧合算することを認める。
 - 新規推薦については移転した次年度より受け付ける。
- ③ 既指定病院が医療圏をまたいで移転する場合
 - 現在の指定については**原則継続を認めない**。
 - 患者の受療状況等、地域の状況によっては個別に検討する。
 - 新規推薦をする場合は新病院のみの診療実績で検討する。
- ④ 医療圏をまたいで移転した病院を新規推薦する場合
 - 新規推薦をする場合は新病院のみの実績で検討する。



近大は医療圏またぐパターン

第11回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料5 (H30.4.11) より

(2) 近畿大学病院の移転について

<指定申請について>

・医療圏域をまたぐ場合は、原則現在の指定を廃止し、移転後（新病院）の診療実績等により新規指定の申請を行うことになるが、がんゲノム医療拠点病院（*がん診療連携拠点病院であることが要件）であること、先進的医療の症例数が多いこと等を考慮し、堺市医療圏に移転後も、途切れることなく指定を継続できるか、令和6年1月に国の検討会に諮る予定。

<国の見解> 令和5年8月2日 厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課より回答

- ・既指定病院が医療圏をまたいで移転する場合は、現在の指定について原則継続を認めず、移転先の新病院を新規推薦する必要があるため、今後、指定期間は最長でR7.10.31までとなる。
- ・指定の検討会の議論によっては、移転を実施する年度の指定の詳細は翌年度に検討する必要があることから、今年度末の指定の検討会での指定期間はR7.3.31までとなり、R7.4.1以降の指定については翌年度（R6年度）の指定の検討会に持ち越される可能性もある。
- ・令和7年11月以降の指定については、令和6年度の現況報告提出のタイミングで新規指定として申請（+府の推薦）を行うこととなる。

■ 近大移転スケジュールについて

	2023年(R5)	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)
国の指定状況・想定 (未確定内容/近大の希望含む)	更新(現病院) (現在の指定)	更新(現病院) * R5に行う更新申請が認められた場合	①更新(現病院) * R6に行う各申請が認められた場合 ①現病院の指定更新(~R7.10) ②新病院の新規指定(R7.11~)	②新規(新病院)
近大移転時期			11月移転(移転日確認中) 指定更新としての指定の効力 ➡最長で10月(移転日前日)まで	
申請時期等	・R6.4.1以降の指定更新に向け、指定更新申請 ・令和6年1月の国の検討会において、指定が途切れないように取扱いが可能か審議	移転前後の切れ目のない指定に向け、 ①現病院の指定更新申請 ②新病院の新規指定申請の手続き	②の指定期間の始期について、国から明確な見解はない。(「令和7年11月以降の指定」とされているのみ)	